

事務連絡  
令和3年5月21日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策

高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院とされているところですが、病床ひっ迫時等については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があります、その際の留意点等については「病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について」（令和3年1月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）（以下「施設内療養事務連絡」という。）等においてお示ししているところです。

今般、施設内で療養を行う高齢者施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる支援を行うこととしたことも踏まえ、施設内療養時の対応の手引き等を含め、平時からのシミュレーション、感染者が発生した場合に活用可能な支援等についてとりまとめ、「高齢者施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策」（令和3年5月21日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出いたしました。貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位へ周知についてご協力をお願いいたします。

**【別紙】**

「高齢者施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策」（令和3年5月21日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会